

第4回
条例、規則の公布手続きの不備に関する
大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会
議事録

令和5年3月29日
大槌町役場 3階大会議室

開会 午後6時00分

1 開会

事務局（田口）：それでは、ただいまより「第4回条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」を開催します。本日出席の委員の確認をいたします。まず、委員長の松本良啓先生。続いて、委員の相高宏太先生。そして同じく委員の吉田勉先生。「第4回条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」の出席者は、以上3名の委員となります。

大槌町第三者委員会設置条例第6条の規定により委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の委員会が成立していることを冒頭でご報告いたします。

それでは議事に進みます。以降につきましては、松本委員長に進行をお願いいたします。



2 議事

(1) ヒアリングの結果報告について

松本会長：よろしくお願ひします。今日の議事としては、第3回の後に実施をしたヒアリングがありますので、このヒアリングの結果の報告というところから入っていきたいと思います。お手元にある資料ですと、「資料2」です。「資料1」は前回の議事録ですので、「資料2」のヒアリング要旨というものを確認しながら進めていきたいと思います。これは事務局の方で説明ございますか。

事務局（関谷）：「資料1」ですか。

松本会長：「資料2」です。

事務局（関谷）：特に事務局からの説明はございません。

松本会長：委員の先生方は、お手元に「資料2」のヒアリング要旨が届いておりますよね。

吉田委員：はい。

松本会長：対象者のところは、公開する際にはプライバシー保護等も考えて、アルファベット表記にしています。それから基本的にはヒアリングの内容を「質問と回答」という形に整理をしており、「質問のポイント」というところは見出しのような形で意識していただければいいかなと思っております。何かこのまとめ方についてご意見等ございますか。特に問題ないですか。

相高委員：特に問題ないと思います。

吉田委員：私も大丈夫だと思います。

松本会長：そうしましたら、基本的にはこの内容のヒアリングが行われたという形で、これを今後公開していくことも予定しておりますので、進めていきたいなと思っております。

一応確認ですが、対象者が今回3名おりましたので、対象者の方々に「こういう形で公開することになります」ということで、一応確認の機会を与えようと思っております。その上で、疑義が示されたり、ここは訂正をして欲しいというような意見が出てきた場合には、先生方にもご連絡を差し上げて検討していきたいと思ひます。特に疑義がないということであれば、このとおりの形で公開をしていきたいと思ひます。



(2) 未公布の条例・規則について

松本会長：続きまして、議事の(2)にいきたいと思ひます。議事の(2)は、未公布の条例・規則についてというところでございます。

一応、これも確認しておきますが、「条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」におきましては、諮問書の中で原因究明と再発防止のほか、不備問題に関する町民への利益・不利益の判断、分析等についてというものが掲げられております。その関係で未公布問題が生じてしまった条例・規則についてのさまざまな形式面、内容面について検討していこうということで作業を並行して進めているところでございます。

前回であったかと思えますけれども、ひとまずあまり問題が無さそうな条例・規則については、ある程度判断を示させていただいて、もう少し慎重に検討していきましょうということでさらに掘り下げて検討するというので、いくつかの条例について検討を深めたというところがございます。

今回の資料3が、未公布の条例・規則に関する検討メモということで、前回と同じ名前になってしまっているところはあるのですが、今回のメモは掘り下げたバージョンだとご理解いただきたいと思います。

基本的には前回の報告の中で示した最高裁の判例であるとか、裁判例、学説等の見解等がある程度確認した上で遡及適用というところができるかどうかというところを検討してきたところがございます。

特に不利益が大きいものに関しては、やはり基本的に妥当ではないという話があったところがございますので、不利益の程度等を踏まえて検討してきたというのが、この資料3です。

資料3検討メモの、最初の1ページ目から4ページ目ぐらいまでが基本的には税に関する条例になっております。当然、税の条例は、課税という問題が発生しますし、課税のあり方や課税の仕組みというものが、基本的には税額が増えるような形で改正がなされていけば、不利益ということは当然あり得ますし、その不利益の程度が、大きくなってくる可能性もあるということで、今回少々より詳しく掘り下げて検討したというところがございます。

具体的な内容につきましては、中身を見ていただくしかないかなとは思っておりますが、今回の検討の中で、特にこういった問題があるのではないかとということで、例えば「固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大」があったとか、「国民健康保険税の課税上限額が引上げになっている」とか、それから、「個人町民税・未婚のひとり親世代ひとり親に対する税制上の措置見直し」であるとかそういう部分です。項目ごとに一応不利益と思われる点を確認した上で、条例の趣旨や法制度の趣旨も確認しながら、一応結論を示したというところがございます。もちろんこの結論というのは私の検討ですので、違うという意見もあつてしかるべきかとは思いますが、一応確認をさせてもらったというところではあります。

私の確認した内容としましては、例えば課税上限が引上げになっているというところは当然、不利益になるのだろうなというところもあるでしょうし、それなりに複雑な制度もあつたりしますので、こういった改正をすることによって有利になる場合もあれば、不利な場合もあるというところもあるのではないかなということを指摘したところではあります。ただ全体として、総合的には基本的に改正内容そのものは正当と言えるのではないかと。基本的には法制度に基づいて、地方税法の改正に基づいて条例も改正しているという場合がほとんどでしたので、改正の目的や改正そのものについてはあまり問題がないのかなと判断をしたところではあります。

それから、実際の不利益の程度というのは、一概には言えないところがあります。抽象的な議論をしてもあまり意味がないのではないかと気はしていますが、あくまで一般的に見れば、それほど大きな不利益ではないのではないかとということを一応意見としては申し上げたところではあります。ただし、それは実際に事案を見てみなければ分からないところもあります。不利益が生じている場合には、例えば経過措置をきちんと行っておくとかといったことは必要になってくるのかなということで、検討結果を示したというところがございます。

今日の時点で、この今回の資料3の検討メモについて、ご質問なりご意見があれば、まず承りたいと思いますが、先生方何かございますか。

吉田委員：資料3の中で「条例1,7」は分かるのですが、「条例34」はどの資料の34なのでしょう。今までの委員会資料をみると令和2年は23番まではあるのですが、令和3年は1番から23番までとなっています。34は具体的に何の条例になりますか。

松本会長：Excelファイルで、事務局が作成してお配りしたものがあつたかと記憶をしております。その番号に基本的にはしたがって作成しているものです。

吉田委員：Excelファイルが見えなくて申し訳ないです。もう一回確認してみます。

松本会長：多分委員の方々にはCDあるいはDVDでデータとして送りしたものがあつたかと思うのですが、確かその中に入っているものです。多分、郵送で私のところにも来ました。

吉田委員：失念しておりましたので、確認してみます。

松本会長：その CD を動かしていただくと、Excel ファイルが出てくると、そのファイルの中にリンクできるような形でワードのデータが開くようになっていて、その Excel ファイルで例えば 34 番にアクセスしてクリックするとその条例内容が見えるというところでございます。

吉田委員：試しておらず申し訳ございません。

松本会長：これをその全部一から行くと、大変な手間になるというところもあって、私のほうで原案を作ったというところもありますので、気になるところを確認していただいて、もしご意見等あれば先生方からいただきたいなと思っているところです。

個別具体的な話になってしまうと、なかなか難しい話になってしまうので、あくまでも規定の一般論からというところにはなりません。限界のある所もありますが、先生方で、もし気になるところがあれば、ご意見いただければと思っております。

4 ページ目以降のところでは、税条例以外のところについて一応まとめたところで、これも同じように確認をお願いできればと思っているところです。やはり遡って適用するということになる時に一番不利益が明確に見えやすいのは、この税関係の条例ではないかなと思っているところです。ほかにも全くないわけではないですが、例えば施設の使用料をどうしようとか、そういった話になると、不利益かもしれないですが、基本的には正当な対価だと言いやすいところがあると思うのです。金額もそんなに、大きくない気がするのですが、税に関してはやはり色々な影響があるかなと思っておりますので、基本的にはやはり税のところが一番慎重な検討を要するのではないかとということで、まとめさせてもらいました。

これにつきましてはこの後の進行にもつながってきますけれども、今日の時点では特にご質問ご意見はないということにしておきたいと思えます。もし何か必要なご質問とかありましたら、また連絡いただくということでお願いいたします。



(3) 答申に向けて

松本会長：次に議事(3)ということになってきますが、議事(3)は、ヒアリングの結果や未公布の条例・規則についての検討を踏まえて、最後の答申をどうするかというところでございます。

原因究明、再発防止につきましては、基本的にはヒアリングの内容を踏まえて、どのような意見をまとめていくかというところに尽きるのかなと思っております。

未公布の条例・規則に関する部分につきましては、町民に対する不利益の判断に繋がってくると思いますが、今回もし私の検討をベースに考えていくとなれば、一応条例の内容そのものについては、それほど不利益の程度が大きいものはないと言えるのではないかとこのところをベースに、あとは法形式面、条例の定め方についてです。

実際、前回も冒頭に説明したとおり、今の段階では公布だけはしてあるのですが、そのどういうふうに行うかというところについては手当がなされていない状況ですので、実際に遡及適用がまだできていないというような条例も多数あったかと記憶をしております。このような形式面の手当は当然必要になってくるのかなと思うところです。この内容面・形式面についてのコメントを答申の中で触れていくということはもういいのかなと思っておりますが、もう一つ大事なところとしてはヒアリングを踏まえた原因究明と再発防止のところになってきます。

ヒアリングの結果を踏まえてということになります。今回の条例・規則の未公布という問題が生じた原因をどの辺にポイントを置いて答申書を作成していくかということになるかなと思うのですが、この骨組みについて、どういった点を原因として挙げていくかを議論して行きたいと思っているところです。

前回のヒアリングの要旨を確認させていただきますと、基本的に前任の方につきましては、比較的処理としては、きちんとした処理をされていたという感じがしておりますし、それなりの引継ぎもされていたのではないかとこの感じがしております。ところが残念ながら、今回問題が生じた段階の担当の方が、そのあたりが少しうまくいっていなかったと

いうところは間違いなくあったかなと思うところです。

それを踏まえて、今回の問題の原因をどの辺に置いていくか、担当職員の問題もあるのでしょうか、それを支える課全体、あるいは周辺職員、上司の問題もあるかなと思っているのですが、いかがでしょうか。トップバッターで相高先生、いくつか柱を上げてもらうことは可能でしょうか。

相高委員：はい。問題が起きてしまったところに関しては、業務の負担が1人に大きくかかっていたという事情もあったようなので業務量と、監督をするのであろう班長さんとの連携部分で、担当者1人が行わなければいけないのではなく、課や全体で対応しなければいけないという組織の部分の問題もあるのかなと思いました。

あとは貼り出すというところが抜けていたので、その認識について、職員全体の公布の手続きの認識が抜け落ちていたという部分もあるので、研修等の部分も認識がなかったところだと思います。

松本会長：ありがとうございます。おっしゃるとおり今回一つ大きな問題点としては、非常に条例の形式面においては重要な公布の手続きや公布の要件みたいなところを、担当の方が1人しかいないと特定の人にすべて任されていたというところに、大きな一つ問題点があるのかなというところです。相高先生から指摘があったとおり、1人の方の業務量の問題もありますし、単純に手続きを理解されていなかったというところがあったかと思います。

非常に大きな意味を持つ手続きですが、そこが特定の1人に任されてしまっていたというところと、その1人の方が十分な理解をされていないというままだに担当になってしまっていたというところが、一つ大きな柱になってくるのかなと思いました。

それから、これも相高先生から指摘があったとおり、これは行政としてチームプレーで管理監督という形でフォローができなかったのかというところも正直、あるのかなと思います。今回そのような部分について、足りない部分があったのではないかというところは指摘できるのかなと思っています。

相高先生、今の感じでよろしいですか。何か他にご意見ございましたか。

相高委員：はい。大丈夫です。

松本会長：吉田先生、今のような感じで、もし付け加えるところがあれば、今回のヒアリングの結果を踏まえてコメントいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

吉田委員：相高先生がおっしゃったようなところでよろしいかと思いますが、基本的に私はこの前のヒアリングを聞いていたりして、大事ななと思ったのは、問題が起きなかった最初の担当者の方から、「問題が発覚した時に誰も気づかなかったのか。びっくりした。」という表現が何回かあったのですが、町長や班長や課長など、誰も疑問に気づかなかったという問題です。

また、担当者側から見れば、その人の仕事のやり方について、いままでの公務員は去年の仕事を見返しながら今の仕事やるのが習性になっているわけですが、例えば去年の綴りや公布してよろしいかという起案を見てないわけです。見ていればこの仕事は必要だと分かるので、一番基本的な、前任の仕事を確認しながら今の仕事をやるという、普通の公務員の仕事の基本を欠落していたということは本人に問題もあるかと思いますが、組織の問題でもあったのかなとも思ったので、そういう原因があるのかなと思います。ある上司は適正に行っていた時代と、適正に行っていない時代を二つ経験しているわけですが、その上司が見ている仕事ぶりが随分違うのではないかと思わないということ自体に問題があるかなと思います。本人とそれを見ている上司と、組織全体として前例をきちんと確認せずに仕事を進めている現状が、今回の問題かなと思いました。

松本会長：広く言ってしまうと、周囲の職員さんの管理監督のところもきちんとしていないところに含まれてくるのかもしれませんが、その中でも特に引継ぎについてですね。

吉田委員：そうですね。

松本会長：前任の方はきちんと引き継いだようなことをおっしゃっているけれども、それを十分に後任の方が理解されていないということがあり、それについて引き続き当事者だけではなくて、本来上司の方もそういったものは見ていしかるべきかと思うのですが、その辺のチェックが充分できていないというところは一つ大きな問題ではないかということです。あと「誰も気づかなかった」という先生の表現を借りれば、そういうところも確かにあるので

す。例えば署名というところがあるので、署名をする方は気付くのではないかとというところ、もっと早く気づいてもいいのではないかとというところは、指摘できるところかなと思います。

あとはあり方の問題かもしれませんが、署名がないにしても押印等はするわけですから、関係する各担当の方、あるいは上司がやはりもっと早く気づけるところがあったのではないかとというところは当然指摘できるかなと思っているところです。

原因としては、本当に先生方のおっしゃるとおり、残念ながら今回問題が起きてしまった時の担当の職員さんに少し理解の足りないところがあったということは言わざるを得ないところかなというところですし、それを支える方もいっしょになかったというところがありますので、この辺りを当然再発防止策としては考えていく必要があるのかなと思っております。

再発防止については、こういった原因を踏まえると、まずは、例えば担当者を複数にするとか、チェック体制というものをもっときちんと作ってもらうとか、ダブルチェックのようなものを採用していくとか、そういったことは当然あって然るべきかと思っておりますが、この辺りかがでしょうか。何かご意見ございますか。

吉田委員：今おっしゃった対応策として、引継ぎをした時に担当者と担当者の間だけではなくて、こういう仕事が欠かされるととんでもないことになるというチェックシートを作ってもらって、それを班長もあわせて押印するなりチェックするなりということ、担当者1人の仕事ではなくて、組織としてポイントや問題点をよく共有するというやり方を決めるということが対応策として必要だと思います。

それと、もう一つは個人の問題にかなり帰結するところがあるのかなと思うのです。例えば町長に署名を求める条例・規則と、担当課から回ってくる規定みたいなものは、担当課が公布してくださいと持ってきて、総務課の担当が条例・規則は貼り出していないのに、規程は貼り出しているわけです。

そうすると貼り出していない時に違いを気づかないということ自体に、言い方は悪いですが、仕事をポーっとして行っているのではないかとということが一番大事なところですよ。

組織として共有するという以前の問題として、疑問に思わないってということは、疑問に思ってもらうことが対応策ですが、その疑問に思わない人に疑問に思ってもらうということ、どういう根付かせるかが、組織的な問題と個人の問題と両面にもあるのかなと思います。その辺りが一番今回の問題の原因であって、なおかつ直さなければいけないところだと思います。

松本会長：ありがとうございます。有り体に申せば、研修体制の充実や人事のあり方として、ある程度条例等々を作成する部署を経験してから、総務の担当をするという人事配置を心がけてもらうなどが求められてくるのかという趣旨のご発言かなと思って伺っておりました。よろしいですか。

吉田委員：よろしいかと思えます。ありがとうございます。

松本会長：相高先生、何か再発防止の関係で補足等あればお願いします。

相高委員：今吉田先生がおっしゃったチェックシートなりを作るというのも再発防止にはなるのかなと思います。

松本会長：本当にそう思います。すごく簡単にできるのではないかと気がして、条例・規則公布チェックシートを作ってしまった、これをしたかこれをしたかというチェックを入れておけば一目瞭然かなという感じがしますよね。

引継書に書いてもらうのはもちろんですが、そういったものがあればおのずと分かるような感じもします。非常に大きい影響を与えてしまう業務ですので、やはり何かしらチェックシートの的なものを採用してもらって、比較的経験の浅い方でも、漏れなく簡単に仕事を確認できるという体制は作っていく必要があるのかなと思いました。

先ほど吉田先生のおっしゃったチェックシートは、今私が申し上げたチェックシートと少し色合いが違うかもしれませんが、いずれ分かりやすい業務体制を作るという意味ではチェックシートはすごくいいのかなと思いましたので、この辺りは触れていきたいなと思えます。

吉田委員：追加でお話させていただくと、総務課の仕事は結構ずっと伝統的に同じような仕事

を行っている部分もあり、遠因になっているかもしれませんが、今回コロナ給付金の手続きのようなイレギュラーな仕事もあるわけです。まずは大槌町役場としては、伝統的な仕事のチェックシートを必ず作り、それは誰が見ても分かるように、今回で言えば法令を議会から議決された通知が来たら公布するというチェックをするのです。こういうことは大事なので、すぐにでも作ってもらいたいです。同じような仕事は沢山あると思いますが、誰が見ても、どこの自治体でも日本中当たり前に行っていることも一応チェックシートとして作って、大槌町独自の政策ややり方は後からでもいいと思うのです。まずは、これを欠いたら自治体の体を成していないという業務についてのチェックシートがまずは大事かなと思います。

松本会長：今の話に関しては、全く同感です。ここに不備が起きてしまうとあまりにも影響が、大きいですね。逆に言えば、非常に問題としてはシンプルな部分がありますので、比較的早期にこのような原因を踏まえた再発防止策を行ってもらいたいという形の答申をこれから作成していくことになろうかと思えます。

今のところは、担当者が、特定の人物になっているということ、必ずしも十分な経験等を積んだ人間が配置されていないという可能性もあること、あとは監督体制がきちんとうまくいっていない、引継ぎ体制もうまくいっていないというところ、気づくところもなかなか気付いていないというあたりが原因に入ってくると思います。

再発防止としては、チェックシートの活用や研修を充実させていく、人事配置の改善を図っていくといったことを求めていくことが、とりあえずの流れですかね。

最終的には答申書を作成していかなければいけませんので、今出てきたようなところを織り込む形で、まずは答申書の原案を起案して、先生方に見ていただいて、適宜補充等をしていただければと思っております。よろしくお願いたします。

先生方ほかに、この原因究明あるいは再発防止のところ、こういう視点もあっていいのではないかとこのところでもしあればご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

吉田委員：確認ですが、今、3番目の「答申に向けて」を議論していただいているわけですよね。答申に向けてのパーツとしては原因究明と再発防止と、未公布の条例・規則の取り扱いも、入れるのですよね。

松本会長：そうです。

吉田委員：分かりました。そうすると2番の答申の話は一応終わったということによろしいですか。

松本会長：2番ですか。

吉田委員：答申の中には、原因は何かと、実際に今未公布になっている条例・規則についてどう対応するかと、再発防止策の三つあるかと思えます。今の話は1番目の原因究明と、最後の3番目の再発防止だと認識しているのですが、議事の(2)に当たるような未公布の条例・規則の取り扱いについては、松本先生が資料3でまとめていただいたようなことになるのですよね。

松本会長：そうです。

吉田委員：分かりました。この資料3について確認したいのですが、条例番号1と7は「税の条例」でいいと思うのですが、33の条例は「大槌町介護保険条例の一部を改正する条例」という理解でよろしいですか。

松本会長：34だと思うのですが、34は確かどれも税条例の一部を改正する条例という形になっていまして、中身に多数色々な改正規定があるのですが、その中で不利益になると思われるものをピックアップして、ここでテーマとして書いているということです。例えば条例34ですと、内容を検討した結果、自動車の関係の環境性能割みたいなもの対象車両の範囲が変更になっていきますとか、それから軽自動車税種別割というものが、軽減対象が限定された上で、特例期限を2年延長していますというものがあつたりします。このような部分については、不利益ということがあり得るのではないかとということで、まずピックアップをして、その上で私なりに検討した内容をコメントしています。

吉田委員：そうすると、例えば条例34お話であれば、対応策としては遡及適用を許容して良いと思いますということは、新しく条例を作ってそれを遡及適用するというやり方をしているのではないかとという意味でしょうか。

松本会長：34番ですと、元々予定していた公布・施行日は、もっと前で令和3年の4月1日の予定だった条例なのですが、今回問題が発覚した後、令和3年の11月2日付で公布を实际にしているのです。11月2日に公布をしているので、公布をした日と元々予定していた施行日がずれてしまっているのが遡及適用という形がもし取れるのであれば、遡及適用することが望ましいであろうという形で、まず内容面を検討しています。逆に言うと、内容面のほかに、形式面を議論する必要があり、内容は遡及適用でもいいと言っても、実際には予定していた施行日よりあとに公布しているので、遡及適用を实际に行う規定をこれから新たにしなければいけない可能性があるわけです。

吉田委員：それは、例えば新しく今からもう1回議会の議決をするということもあり得るかもしれませんが、もうすでに令和3年の12月に公布したものを一部改正して不足だけ改正するというやり方もありますよね。そういう意味で形式的な意味ということですよ。

松本会長：おっしゃるとおりです。

吉田委員：それは私も同意しますが、4ページの条例33については、介護保険料を増額させた条例があったのですよね。その条例を公布しておらず、施行もしていない状態で、実際に介護保険料を高く取っていますよね。その取ってしまっていることについて、遡及適用が許容されるという判断でいいと思うのですが、そうすると、例えばこの条例を廃止して、もう一回条例を作って、今までもらったものは内払でもらっていたので、それは今度新しく作った条例に基づいてすでにお金をもらったものとみなすというような規定も遡及適用の中に入るという理解で、整理されているということでもよろしいですか。

松本会長：私は正直そのような規定ぶりは想定しておりませんでした。先生の発言を踏まえれば、それも一つの遡及適用の在り方なのかなという気がしています。

吉田委員：理解しました。

松本会長：もちろん規定のあり方とか規定の形式は、当然議会の決議事項になりますので、あまりこちらから申し上げることでもないのかなという感じは正直していますが、色々な意味で、遡及適用が認められるとしても形式面の対応が必要ですよというところは示していきたいと思っています。

吉田委員：分かりました。ありがとうございました。

松本会長：資料にも一応書いておきましたが、あくまでこの検討は、一般的な検討にとどまる場所です。今回諮問書に諮問された部分にお答えするという趣旨で、このような意見を述べているわけであって、最終的な法令解釈や、憲法解釈、憲法判断は当然、我々のなし得るところではありませんので、参考として述べるものだけということ、あらかじめ示した上で意見を述べたいなと思っています。

相高先生、今のあたりでコメントございますか。

相高委員：特にはないです。

松本会長：そうしましたら、今日の議論の、まずは原因究明・再発防止というところと、この条例・規則の有効性、問題をまずは答申書という形で一旦起案をして、先生方に見ていただくという流れでいきたいと思っています。ここまできると答申書を出すところまでゴールが近づいているという感じがしております。もちろん、改めてこういった委員会の期日を開く必要があるということであれば、継続しても構わないのですが、ここまできると起案をして適宜訂正をするという形で、答申書の完成までいってもいいかなと思っています。ここにはありますが、この議事進行についていかがでしょうか。そのように進めていくということでもよろしいでしょうか。

相高委員：はい。

吉田委員：私も賛同します。

松本会長：必要に応じて、なかなか意見の収集がつかないとなれば、また考えてもいいかと思いますが、今のような方針で最終的な答申を作っていくということで、ひとまずこの委員会については、今日の段階で一つの目処がついたということにして、実際の答申書の完成・提出に向けて、進んでいきたいと思っています。

なかなかお約束はしにくいところではあるのですが、ゴールデンウィーク明けぐらいに完成したものをお出しするようなイメージを私の方では思っていました。遅くとも4月中には答申もかなり形にしたものは作っていきなと思っています。もちろん作成に少し時間

がかかれますので、その間にここも追加して欲しい等意見がありましたら遠慮なくご連絡いただければと思いますし、一つの原案ができてから、またご意見いただいてもいいかなと思っております。一応5月中にはなんとか完成物を提出したいと思っております。そのようなイメージでよろしいですか。

相高委員：はい。



(4) その他

松本会長：ありがとうございます。予定していた議事は、このあたりかと考えておりますが、先生方何かここでご発言等ありますか。

吉田委員：答申書はもう作り始めるということですよ。原案は分担とかどうされますか。

松本会長：正直、誰かが作らざるを得ないかなと思っておりましたので、私の方で原案を作って先生方にお送りしようかなと思ったところです。

吉田委員：申し訳ないと思うのですが。

松本会長：誰かが作るしかないと思いますので、そこはよろしいのではないのでしょうか。

吉田委員：松本先生が作られることを想定しながら、例えば文章はこういうものがないのかなということは、自分なりにも考えてみます。先生が出された時に即座に対応できるようにしたいなと思っております。

松本会長：分かりました。相高先生、起案の関係は特によろしいですか。

相高委員：はい。

松本会長：ありがとうございます。事務局から何かございますか。

事務局（関谷）：特にございません。

松本会長：そうしましたら、予定していたところは以上になりますので、今日の議事としてはここまでにしたいと思います。引き続きまた答申書の作成の関係でご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

吉田委員：すみません、事務局の方よろしいですか。CDを見落としてしまったのですが…

事務局（関谷）：もう一度吉田先生にお送りします。

吉田委員：申し訳ないですが、再送していただければ幸いです。

事務局（関谷）：了解いたしました。



3 閉会

松本会長：では、今日はこれで終わりにします。お疲れ様でした。